平成２１年（フ）第４８７号
福岡県久留米市中央町16番地30　センチュリー中央503号
債務者　小宮　修治
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４９９号
福岡県久留米市国分町1635番地
債務者　石倉　常光
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６４号
宮崎県串間市大字西方8778番地
債務者　矢野　美鈴（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第７３２号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目52番12号コーポラティブサト303号
債務者　橋口八重子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８０１号
鹿児島県鹿児島市川上町2751番地143
債務者　楠元　龍平
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８１８号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番22―36号
債務者　日高　里美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８５４号
鹿児島県鹿児島市小原町26番31号東谷山スカイハイツ207号
債務者　大田　容子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８９７号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目14番15号グリーンゴーバル宮内Ｂ棟102号
債務者　蛯原　早織
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９０３号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目37番23号
債務者　谷口　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９０９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4171番地２
債務者　[redacted]子　寿人
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９１０号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目20番19―406号
債務者　黒田千代子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９１１号
鹿児島県鹿児島市西千石町14番９―702号
債務者　重松　孝一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８号
鹿児島県鹿児島市東郡元町８番10号サーパス鴨池通り209号
債務者　重田　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
鹿児島県奄美市名瀬大字小宿915番地
債務者　笹谷　香織
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１４０号
鹿児島県大島郡知名町大字瀬利覚481番地田水団地165号
債務者　川元　清美（旧姓大對）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１８９号
鹿児島県大島郡知名町大字知名379番地２、住民票上の住所鹿児島県南さつま市加世田内山田6278番地
債務者　神保みよ子（旧姓福）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１号
鹿児島県奄美市名瀬久里町２番２号201号
債務者　小俣　和彦
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部